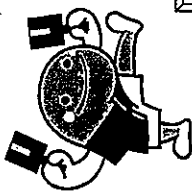
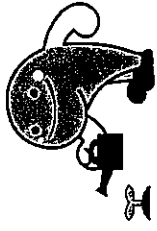


連携テーマ部会の位置づけについて

産業振興計画フォローアップ体制



産業振興計画フォローアップ委員会

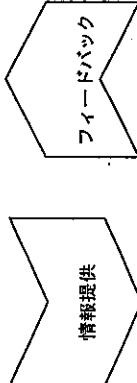
【役 割】 計画全体の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかわる検討
 【メンバー】 H20検討委員会委員を基本に就任依頼
 【開催時期】 9月、1月、3月

産業成長戦略

専門部会（5部会）

農 業 林 業 水産業 商工業 観 光

【役 割】 専門分野の成長戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかわる検討
 【メンバー】 H20専門部会部会員を基本に就任依頼
 【開催時期】 9月、12月
 【事務局】 関係各部署課



連携チーム

連携チーム部会

取扱いチーム
 ◆ 中山間地域の産業づくり
 ◆ 建設業の新分野進出
 ◆ 人材育成・人材確保

【役 割】 産業間の連携戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかわる検討
 【メンバー】 各分野の関係者、関係部副部長 など
 （※H20専門部会部会員 ほか）
 【開催時期】 9月、12月

地産外商推進協議会

取扱いチーム
 ◆ 地産地消・地産外商戦略

◆ ニューツーリズムの推進と観光への地域産物の活用
 ◆ 木質バイオマスの有効活用
 ⇒ 専門部会を中心に対応

連携・調整

産業振興推進本部

【役 割】 計画全体の進捗管理、課題事項の検討・調整 など
 【メンバー】 本 部 長：知事
 副 部 長：副知事
 本 部 次 長：産業振興推進部長
 本 部 員：関係部長等
 地域本部長：地域産業振興監等
 【開催時期】 四半期ごと
 【事務局】 計画推進課

幹事会
 【役 割】 推進本部の活動の補佐
 【メンバー】 幹事長：産業振興推進部副部長
 幹 事：関係部主管課長等
 【開催時期】 随時
 【事務局】 計画推進課

庁内情報共有会議
 【役 割】 計画にかかわる情報共有
 【メンバー】 産業振興推進部副部長
 地域産業振興監
 関係部主管課長等
 【開催時期】 毎月1回程度
 【運 営】 計画推進課

地域アクションプラン

地域アクションプランフォローアップ会議

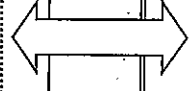
【役 割】 地域アクションプランの進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかわる協議
 【メンバー】 市町村長、関係団体の長
 【開催時期】 9月、12月
 【運 営】 産業振興推進地域本部

地域本部（7地域）

安 芸 物 部 川 高 知 市 横 北
 仁 淀 川 高 幡 幡 多

【役 割】 地域アクションプランの進捗管理、総合補助金の総括、アドバイザー派遣等の企画・実施、新たな取組の発掘 など
 【メンバー】 地域本部長：地域産業振興監等
 地域本部長：関係出先機関長
 商工労働部・観光振興部主管課長
 地域支援企画員（総括） など

地域アクションプラン実行支援チーム
 【役 割】 個別のプランごとのサポート など
 【メンバー】 地域本部構成機関の職員、外部アドバイザー など
 【開催時期】 随時



地域資源活用共有会議

産業振興計画フォローアップの年間スケジュール（案）

H21. 7. 13

	フォローアップ委員会 専門部会・連携テーマ部会 地域アクションプランフォローアップ会議	産業振興推進本部	関係部・各地域 (PDCAの主な作業内容)
4月		第1回推進本部会議 4/1 幹事会（随時） 庁内情報共有会議（月1回程度） 国の新規施策や各部・地域の状況報告 地域本部会議（月1回程度）	広報活動 進捗管理シートの作成
5月			
6月		6/29・30、7/6	第1四半期の実施状況の整理・分析
7月		第2回推進本部会議 7/30	
8月		第3回推進本部会議	上半期の実施状況の整理・分析
9月	第1回地域APフォローアップ会議 第1回専門部会・連携テーマ部会 第1回フォローアップ委員会	第4回推進本部会議	
10月	◇進捗状況の検証、評価 ◇修正・追加についての検討 ◇平成22年度予算編成に向けての提案		
11月			
12月	第2回地域APフォローアップ会議 第2回専門部会・連携テーマ部会 第2回フォローアップ委員会	第5回推進本部会議	第3四半期までの実施状況の整理・分析
1月	◇進捗状況の検証、評価 ◇修正・追加についての検討		
2月			
3月	第3回フォローアップ委員会 ◇進捗状況の検証、評価 ◇平成22年度に向けての対応の検討	第6回推進本部会議	平成21年度の実施状況の整理・分析

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光業に関する団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市町村長の代表者
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

3 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

4 第3条第1項第1号及び第3号に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

- 2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
 - (3) 商工業・観光に関する実務に識見を有する者
 - (4) 高知県の農業振興部副部長、林業振興・環境部副部長、水産振興部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長の職にある者
- 3 前項第4号に掲げる者に欠員のある場合は、知事が指名する者をもって充てる。
- 4 部会員の任期は、平成22年3月31日までとする。
- 5 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 6 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(連携テーマ部会)

- 第6条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、産業間の連携戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に連携テーマ部会を設置する。
- 2 連携テーマ部会の部会員は、専門部会の部会員並びに高知県の産業振興推進部副部長、商工労働部副部長及び教育委員会事務局の教育次長の職にある者のうちから知事が委嘱又は任命する。
 - 3 部会員の任期は、平成22年3月31日までとする。
 - 4 連携テーマ部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
 - 5 連携テーマ部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(地域アクションプランフォローアップ会議)

- 第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。
- 2 フォローアップ会議は、次に掲げるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 橋原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 各フォローアップ会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 市町村長

(2) 農業、林業、水産業、商工業、観光業に関する団体の代表者

(3) その他知事が必要と認める者

4 構成員の任期は、平成22年3月31日までとする。

5 フォローアップ会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項、第5条第6項、第6条第5項、第7条第6項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会議、専門部会の会議、連携テーマ部会の会議、フォローアップ会議の会合は、知事が招集する。

3 第4条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会議は、第3条第1項第1号及び第3号に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

附則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。